

# 令和4年10月1日からの初再診時・時間外選定療養費について

かかりつけ医と病院の機能分担をすすめるための制度として、200床以上の地域医療支援病院で紹介状のない初診の方、紹介後も再診を希望する方は、原則一定以上の金額のご負担が義務となっています。当院は462床の地域医療支援病院として、下記の金額をご負担いただいております。このたび令和4年度の医療改定をうけ、**令和4年10月1日より金額が変更**となりました。

## 初診時選定療養費

5,500円(税込)

➡ **7,700円(税込)**

## 再診時選定療養費

2,750円(税込)

➡ **3,300円(税込)**

紹介状を持参せずに、当院を受診（初診）された方。

### 対象とならない方

- 救急搬送された方
- 休日夜間に受診をされた方
- 院内他科から紹介の方（医科と歯科との間の院内紹介を含む）
- 特定健診、がん検診で精密検査受診の指示を受けた方
- 外来受診からそのまま入院となった方
- 治験協力者の方
- 災害により被害を受けた方
- 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方
- 特定の障害、特定の疾病などにより国や地方公共団体等の各種公費負担制度の受給対象の方（こども医療・ひとり親家族医療を受給中の方は除く。）

当院から、かかりつけ医など他院に紹介をされたにもかかわらず、

患者さん本人の希望により引き続き当院を受診(再診)する方。

### 対象とならない方

- 救急搬送された方
- 休日夜間に受診をされた方
- 外来受診からそのまま入院となった方
- 災害により被害を受けた方
- 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方

緊急性の低い患者さんが夜間や休日に少なからず受診し、重症の患者さんや一刻を争う患者さんの診療に支障をきたす状況があります。緊急性の高い患者さんの受診機会を守るため、皆様のご理解をお願いいたします。

## 時間外選定療養費

5,500円(税込)

➡ **7,700円(税込)**

緊急性が低い患者さんで、休日夜間に受診する方。(救急搬送も対象)

### 対象とならない方

- 救急外来宛の紹介状をお持ちの方
- 診察後、入院または転院となった方
- 当院医師から、予定の注射や処置のため救急外来での受診を指示されていた方
- 医師の診察の結果、緊急性があると判断された方
- 労働災害、公務災害で受診された方

上記ご負担は診察料金とは別です。また医科と歯科(医科以外の診療科)で別にご負担が必要です。